

もりか運送株式会社 人権方針

1. 人権尊重への基本的な考え方

もりか運送株式会社（以下、「当社」といいます）は、当社の事業活動において影響を受けるすべての人の人権を尊重することが、企業の社会的責任であると認識しています。私たちは、事業活動のあらゆる場面で人権が尊重されるよう、本方針を定めます。

当社は、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に規定された基本的人権を支持し、尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重の責任を果たしてまいります。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用されます。また、当社のサプライヤーをはじめとするすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針をご理解いただき、人権尊重にご協力いただくことを期待します。

3. 人権尊重への取り組み

当社は、以下の項目を含む人権尊重の取り組みを推進します。

- ・ **差別の禁止**

人種、国籍、性別、年齢、宗教、障がいの有無などによる一切の差別やハラスメントを許容しません。

- ・ **強制労働・児童労働の禁止**

あらゆる形態の強制労働、非人道的な扱い、児童労働を認めません。

- ・ **結社の自由と団体交渉権の尊重**

従業員の結社の自由および団体交渉を行う権利を尊重します。

- ・ **安全で健康的な労働環境の確保**

従業員が安全かつ健康的に働くことができる職場環境の整備に努めます。長時間労働の削減にも取り組みます。

- ・ **適正な賃金の支払い**

事業活動を行う国・地域の法令に基づき、最低賃金を遵守し、適正な賃金を支払います。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、事業活動が人権に与える負の影響を特定し、その防止・軽減に努めるため、自社の状況に応じた人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）の仕組みを構築し、継続的に実施します。

5. 救済と是正

当社の事業活動が人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合は、対話を通じて適切な手続きを取り、その是正と救済に誠実に取り組みます。

6. 教育

本方針が事業活動に浸透し、すべての従業員に理解され実践されるよう、必要な教育・研修を継続的に行います。

7. ステークホルダーとの対話

当社は、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーとの対話を重視し、人権尊重の取り組みの改善に努めます。

8. 情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、当社のウェブサイトなどを通じて情報を開示します。

9. 法令の遵守

事業活動を行う国・地域において適用される法令を遵守します。国際的に認められた人権と各國の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を最大限尊重する方法を追求します。

10. 推進体制

本方針の実行については、経営陣が責任を持ち、主体的に取り組みます。

2025年10月1日

もりか運送株式会社

代表取締役社長 玉岡 幸男